

令和3年度

臨時総会議案書（案）

議案：香里小学校PTAの新たな構成について

<配布資料一覧>

- うりこさんのPTA NO. 1
- 香里小学校PTA新構成案
- 香里小学校PTA規約改正新旧対照表

香里小学校PTA本部

ういこさんのPTA No.1

令和3年9月13日
香里小学校PTA
PTA会長 三木 登紀子

平素より、PTA活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、7月に実施いたしましたPTA活動見直しアンケートの結果をひまえて、PTA本部にて検討を重ねております。回答いただきました意見（4万3千字）を全て確認したうえで、お伝えしたいことがあります。

PTAに対する認識は誰一人同じものではなく、また両極の意見もあります。

PTAは子どもたちのために必要	⇔	PTAは不要・廃止する
子どもの安全を守る立ち当番だけはPTA活動に残す	⇔	登校班廃止・立ち当番廃止
不公平がないように、全世帯で活動を担う	⇔	任意団体のはず、活動はやりたい人でやるべき
本部役員の負担が大き過ぎてやりたくない	⇔	審議会や生指活動は本部のみでやってほしい
立ち当番をできない世帯があるから別の活動を用意する	⇔	活動のスリム化を希望
選出に伴う審議会は必要	⇔	委員が個人情報を取り扱うなんてあり得ない
PTA自体が何をしているか分からない	⇔	お便りなどは多過ぎるし、読んでいない
活動は有志やボランティアが担えばよいが、自身はボランティアに参加しない		

というものです。ですので、全世帯が納得する見直しは極めて困難です。しかし、アンケートを通して現状の活動を見直したいという多数の保護者の意向も感じています。

本部役員・委員経験者の意見で、本部役員、委員をしてみてもPTAの存在意義が分かったというものがあります。子どもたちの安全を守り、健やかな成長を遂げるためには、学校や地域の支援だけでは成り立たないこと、香里小に子を通わせている保護者がその支えを関知しないのは、校区の未来は暗く、悲しいことなのだと思われ、肌で感じられたからでしょう。

そもそもPTAとは？

子どもたちがよりよい学校生活を送るために学校と力を合わせる組織です。学校の応援団という存在と認識しています。

PTAは任意団体である

PTA加入は任意ではないのか？加入同意も得ていないのに、本部役員や委員に選出されるのはおかしいという意見もあります。PTA活動の原則は、加入している世帯の子どもと未加入の世帯の子どもを区別せず、未加入の子どもが不利益を被ることはあってはなりません。加入同意がある世帯のみでPTA活動を運営していくことは、本来の姿であることは言うまでもありません。

従来の活動を精査し新たなPTA活動をスタートしてから、次年度以降に加入同意を取ることについて引き継ぎたいと思います。PTA活動は任意ではありますが、目的を明確にしたとして、なおかつ、誰かがやるだろうという考えが多数になると、必要な活動にまで支障が出ることは間違いありません。

PTA活動の外部委託・活動報酬制

保護者の負担を減らすためにできるだけ外部委託、活動の負担に応じた内部報酬制の意見もあります。きちんと活動内容を精査し、予算が限られた会費を必要な活動に執行することは可能かと思えます。しかし、地域の雇用に貢献できるほどの予算はありませんし、報酬を支払うための金銭の授受の対応も発生します。

PTA活動のボランティア募集・選出ポイント制

活動のためのボランティアの都度募集や、委員・本部役員選出にポイント制を導入の意見も、良案ではありますが、香里小は児童数712人の大規模校です。その複雑でミス許されない作業を担う人材が必要になります。また、各世帯によって状況が違うため、選出でのポイント制のメリットをどこに置くのかでも紛糾すると思われます。（一人っ子と多子世帯・委員活動内容の分担の差など）

選出方法や本部役員の仕事の軽減のための意見として、他校を参考にすればよいとありました。すでに手を尽くし、可能な範囲で情報収集済みです。近隣校であっても学校の規模が違うこと、今までの運営の経緯、地域の特色、その関係性もそれぞれなので、もちろん参考にはなりますが、そのまま香里小のシステムに当てはめることは難しいです。

選出にともなう免除申請・審議会

本部役員・委員選出に伴う免除申請や審議회를委員活動として行っていないPTAが多数で、さらに免除のための審議会を実施しているPTAは、確認した他校のPTAではひとつもありませんでした。

PTA活動を維持するために

従来の各活動においても、事情によりできない世帯はあります。できるだけ無理なく負担のない活動ルールを設定することが基本ですが、何かしらの活動をするためには一定のルール決めが必要になります。全世帯が必ずできる活動はないと思われ、できない世帯に合わせれば、全ての活動はなくなります。できるタイミングでできる活動をする、そんなPTA活動を目指し見直したいと考えます。

改革は段階を経て行うものです。本部役員は単年の任期です。改革を行うためには各活動内容を確認・精査し、保護者の意向を問い、必要時規約を改正し、活動を軌道に乗せるというプロセスが必要です。1年で行うには非常にタイトスケジュールです。

コロナ禍で例年より仕事は少ないとはいえ、本部の仕事はあります。私たちもみなさんと同じ、一保護者です。多くの保護者にとって負担感しかない今の組織は、本部が改革しなければずっと同じ活動を繰り返すことになり、改革は途方もない作業です。このプラスαの仕事をやろうとしている本部を支えていただきたいです。前向きで建設的な意見をお願いします。そうでなければ、最後までやり遂げることはできません。

今後の活動は、地域の方の協力を得て活動できているもの、多数の方が絶対に続けるべきというものを残し、子どもたちのためにこんな活動があればいいなといったプラスαのものは、一度休止したうえで『やりたい、やろう。』という声があがった時に再開する方向性を目指したいと本部は考えます。

今後の見直し

今回、大幅に見直します。配付書類をご覧になってぜひ熟考いただき、書面表決書を提出ください。今回の見直し案に伴う臨時書面総会で規約改正議案等が否決されましたら、見直しは時間的に年度内では不可能となりますので、従来通りのPTA活動を継続します。

香里小学校 PTA 新構成案

令和3年9月13日

香里小学校 PTA

PTA 会長 三木 登紀子

平素より PTA 活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、7月に実施しました PTA 見直しアンケートの結果をふまえ、新しい PTA 委員会の構成を検討しました。できる限り保護者のみなさんの意見を反映したものを提案します。

※令和4年度からの適用

PTA 構成案

PTA 本部

会長
副会長 (2 or 3)
書記 (2)
会計 (2)
ふれあい事務局長 (新設)
生活指導委員長 (新設)

会計監査 (2)

委員会活動

※各委員は翌年度、本部役員および委員選出免除 (当該子のみでなく世帯単位で) 委員内からは委員長を選出せず、委員長業務は本部役員が担当する。(本部役員増員)

生活指導委員会 (1名×クラス数×5学年)

たんぼぼパトロールの管理、通学路の登校時の状況把握、登校班編成会議、登校班通学路確認、立ちポイントブロック再編成、登校班代表者会議、通学路の交通安全看板の設置検討、見守り隊との情報交換

選出委員会 (1名×クラス数×6学年)

学級集会・免除申請受付 (電話での確認)・審議会が廃止されるため、委員・本部役員選出の際は、代引き当日の立ち合いと選出者への連絡が主な活動内容となります。

ふれあい委員会 (学年問わず4名)

ふれあい委員会の運営にあたる。当日は参加保護者がお手伝いする。

※児童支援活動として、ベルマーク活動・図書活動など全委員で分担して担う。その他必要な活動があれば、柔軟に対応できるようにします。

見直しのポイント

※本部役員・委員を選出するための審議회를廃止

⇒個人的な事情を保護者が審議すること自体が問題で支障があり、審議会が廃止されると『免除』する組織がないため、免除という言葉は今後使用せず、従来の免除申請は【選出辞退】とする

⇒本部役員や委員経験者は、【選出免除可能】と表現する

※今までの本部役員、委員の経験歴は今後も継承される

※現7委員会を、生活指導委員会・ふれあい委員会・選出委員会 (現：学級代表・選挙管理委員会) の3委員会で構成

⇒環境改善委員会・文化交流委員会・広報委員会は休止

⇒委員選出数を90人台から40人台に半減

※委員選出は、前年度の2月～3月に実施 (引き継ぎを年度内に終え、年度をまたがらない選出)

⇒1年生は入学後、選出委員のみ、クラス数と同数を学年より選出する

※各委員会で委員長・副委員長・事務局長の選出はしない

⇒生活指導委員会の委員長・ふれあい委員会の事務局長は本部役員 (翌年度以降、全ての選出免除可能) とし、上記3委員会の委員は、役職のないメンバーのみ (選出委員会の主担当は本部役員、本部選出は公正性を保つため、T会員の先生が担当、選出時の長を担う)

⇒生活指導委員会・ふれあい委員会の事務局長は、従来の長・副・事務局長の委員役職の全てを担い、他の本部役員で生活指導委員会委員長・ふれあい委員会事務局長をサポートする

※委員経験者は、委員を経験した当該子のみ委員選出を在学中選出辞退可能 (従来通り) に加え、翌年度のみ本部役員/会計監査 (補欠含む)・委員を世帯で選出免除可能 (新設)

※委員のひとりひとりの活動の負担を軽くして気軽にできるように活動を細分化し、多数の人で分担する案もありますが、多人数の委員との連絡調整自体の煩雑さと、運営を主で担う人はどちらにしても必要であることから、活動内容を縮小することで、各委員の負担の軽減を図ることに主眼をおきました。

※委員数が減ることで、たんぼぼパトロール以外の活動をされずに卒業される方は増えます。平等に負担するべき、という思いを持たれる方もおられるかもしれませんが、全世帯が平等に活動を担うために、多くの委員数を維持し続けることは、活動のスリム化に支障を来すと判断しました。

選出委員会【現：学級代表・選挙管理委員会】(継続)

従来活動	来年度以降の提案
<p>※学級代表 (名称と一部活動内容を変更する) は、本部役員・委員選出に関わり、クラス毎に1名選出</p>	<p>※名称を選出委員会に変更し、本部役員・委員選出を代引きにて、各学年クラス数の人数の選出全般を担当する</p>
<p>※免除申請受付・審議会の出席</p>	<p>※廃止 ⇒本部役員・委員経験者は各選出用紙にて確認。その他の選出辞退については、学校 (教頭先生) へ申し入れ。その際の申し入れ内容は、学校のみ把握。選出辞退を受け付けた旨のみ、学校より選出時に情報を受け取る。</p>
<p>※学年行事 (親子行事・茶話会) の運営</p>	<p>※休止</p>

選挙管理委員会 (休止)

従来活動	来年度以降の提案
<p>選挙管理委員会</p>	<p>選出なし ⇒選出委員会・学校 (PTA 担当の先生) で担う</p>

☆本部役員選出については、公正性を保つため T 会員の先生に立ち会っていただきます。

生活指導委員会（継続）

従来活動	来年度以降の提案
* 7地区ブロック別×4名の28人選出	* 2～6年生の各学年よりクラス数の人数を選出（3クラス→3人、4クラス→4人）
* 週初め・学期初め・交通安全週間の立ち当番（年10数回）	* 従来の立ち当番は休止、登校時の通学路の状況把握を各学期2回実施（合計6回）
* 各行事での自転車整理・受付	* 運動会のみ外部委託・その他行事は休止
* 夜回りパトロール（夏季・冬季）	* 委員活動としては休止 本部役員が地域の方との繋がりのために参加
* 見守り隊の方との交流会（年1回） * 見守り隊の方に感謝を伝える会（年1回）	* 継続（どのように実施するかは、柔軟に検討）
* パトロールプレートの配付	* 休止
* 登校班編成会議・登校班通学路確認 立ちポイントブロック再編成（2月）	* 継続
* 登校班代表者会議（3月）	* 継続
* 通学路の交通安全看板の設置検討	* 継続

☆たんぽぽパトロールでの情報を伝えられ、委員会で把握できるような仕組みを導入する（google フォーム入力等）

ふれあい委員会（継続）

従来活動	来年度以降の提案
* 委員10数人選出 * 月2回（土曜日）の ふれ愛・フリースクエアの実施	4人程度選出（学年問わず） * 親子参加が原則 当日、参加保護者が運営のお手伝いをする
* 実施内容の検討 * 会計管理・地域や市とのやりとり	* 事務局長を中心に委員と検討 * 事務局長が担当

☆ふれあい委員会が活動している、ふれ愛・フリースクエアは、枚方子どもいきいき広場事業の一環です。この事業への参加は、秋頃に翌年度の申請手続きをし、市より活動費が支給されています。また、実施に伴う協力やお越しいただく講師の方は、地域の方の協力を得ています。PTA 単独で運営しているものではないことをお知りおきください。

☆当委員会はさまざまな関係者との調整が必要です。親子参加とするため、ふれ愛・フリースクエアへ今後参加の意向のある方や、今までの実情をご存じの方は、ぜひ委員として携わっていただけますと有難いです。

環境改善委員会（休止）

従来活動	来年度以降の提案
* 溝掃除	* 学校・市に毎年相談し対応をお願いする 今年度は市に相談し、8/19に実施済み
* 草刈り	* 学校・市に対応をお願いしたうえで、必要時外部委託（本部で手配）
* ベルマーク活動	* 基本は児童委員会で行い、最終集計・発送のみ、児童支援活動として全委員で分担する

文化交流委員会（休止）

従来活動	休止後の状況
* 給食試食会	* 休止（市PTAより実施依頼の状況による）
* 講習会	* 休止
* 図書活動 （R3年度：本の修繕や飾りつけ）	* 必要時、児童支援活動として全委員で分担する

広報委員会（休止）

従来活動	休止後の状況
* 広報誌の作成（年2～3回）	* 休止

☆広報委員会作成の広報『こうり』については、継続を希望される方が多くおりましたが、費用が年間約10万円であること、教職員や子どもたちの個人情報保護の観点より、掲載内容についてより慎重で細やかな配慮が必要となるため、作業は困難を伴うことが多く、学校より発信していただいている情報で十分得られることもありますので、今回休止の判断をしました。

その他

従来活動	来年度以降の提案
ふみの日の読み聞かせ	休止 感染症の状況が落ち着いたときに再検討
サークル活動	PTA 活動としては休止（場所の提供のみ可能）
各通信 （PTA ニュース・生指だより・図書だより）	極力ペーパーレスで、基本は学校ホームページのPTA 欄に掲載
ふれあい祭りの出店・店番	地域行事のため、毎年内容を検討して実施

☆ふみの日の絵本読み聞かせは、香里小の活動として例年ボランティアの方々に継続されてきたもので、再開を強く希望される意見も届いていますが、感染症状況が先行き不透明のため、一度休止とします。

香里小学校PTA規約改正新旧対照表

新		旧		改正趣旨
第1～9条 略	※変更無し	第1～9条 略	※変更無し	
第10条	第6章 役員及び会計監査 本会の役員は次の通りとする。 会長1名 副会長2名 書記3名(P2.T1) 会計3名(P2.T1) 副会長(市P)1名 生活指導委員長1名 ふれあい事務局長1名 副会長(市P)は、枚方市PTA役員にあたる年度について、役員の追加を可能とする。	第6章 役員及び会計監査 本会の役員は次の通りとする。 会長1名 副会長2名 書記3名(P2.T1) 会計3名(P2.T1) 副会長(市P)1名 副会長(市P)は、枚方市PTA役員にあたる年度について、役員の追加を可能とする。		
第11,12条 略	※変更無し	第11,12条 略	※変更無し	委員会活動のなかで特に負担の大きかった生活指導、ふれあいについては「長」を本部役員に格上げ。
第13条 1～5略 6 7	※変更無し 生活指導委員長 生活指導委員会の統括を担当する。 ふれあい事務局長 香里ふれ愛・フリー・スクエア協議会の統括を担当する。	第13条 1～5略 (新設) (新設)	※変更無し	
第14～17条 略	※変更無し	第14～17条 略	※変更無し	
第18条	総会は会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、委任状も認めるが、議決には含めない。 書面により開催する場合には、書面表決書の提出枚数を出席会員の人数として取り扱う。	第18条	総会は会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、委任状も認めるが、議決には含めない。	コロナ禍での開催を想定し、書面による開催要件を追加。
第19～21条 略	※変更無し	第19～21条 略	※変更無し	
第22条	第8章 運営委員会 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員及び教職員代表により構成される。	第22条	第8章 運営委員会 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員、専門委員会の委員長、副委員長、全学年委員会の各学年委員長及び、教職員代表により構成される。	誤字訂正
第23,24条 略	※変更無し	第23,24条 略	※変更無し	
第25条 1～3略 4(番号ズレ) 5(番号ズレ) 6(番号ズレ)	※変更無し 削除 その他、会員から委任された案件を審議し処理する。 役員及び会計監査に次員を生じた場合には、これを審議し必要に応じて補充する。 補正予算を審議する。	第25条 1～3略 4 5 6 7	※変更無し 必要ある場合には、特別委員会を設ける。 その他、会員から委任された案件を審議し処理する。 役員及び会計監査に次員を生じた場合には、これを審議し補充する。 補正予算を審議する。	総会の承認を得て設置する委員会のみ統一。 残りの任期等を考慮した上で必要性を審議することとする。
第26条 略	※変更無し	第26条 略	※変更無し	
第27条 1 略 2 (1)(2)略	※変更無し 拡大運営委員会は、本会の役員、全委員及び、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。 ※変更無し	第27条 1 略 2 (1)(2)略	※変更無し 拡大運営委員会は、本会の役員、各専門委員会の委員長、ふれあい事務局長、副委員長、全学年委員会の各学年委員長、副委員長および、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。 ※変更無し	委員会の再編に合わせ、構成員を見直し。
第28条 略	※変更無し	第28条 略	※変更無し	
第29条	第10章 委員会 委員会は、各学年から選出された委員ならびに教職員により構成される。	第29条	専門委員会は、各学年から選出された学級専門委員ならびに教職員により構成される。	学年単位での選出に伴う名称変更
第30条 1 2 3 4 5 削除 削除 削除	委員会の任務は、次の通りとする。 児童の安全を守るための活動を行う。(生活指導委員会) 本会の健全な運営に必要な活動を行う。(選出委員会) 香里ふれ愛・フリー・スクエア協議会の運営を行う。(ふれあい委員会) 児童の学校生活の充実に資する活動を行う。(全委員で分担して担う。) 必要に応じ、総会の承認を得て、委員会を設置、または廃止することができる。 削除 削除	第30条 1 2 3 4 5	専門委員会の種類と任務は、次の通りとする。 文化交流委員会(文化的な活動を通じた交流の機会を設ける) 環境改善委員会(教育環境の改善向上につとめる) 生活指導委員会(校外における児童の生活が安全で活発になるようにつとめる) 広報委員会(PTAだよりの発行をする) ふれあい委員会(『枚方子どもいきいき広場事業』での活動) その他必要に応じ、総会の承認を得て、専門委員会をおくことができる。	委員会の再編に合わせ、記載ふりを変更。
第31, 32条 (条ズレ)	※変更無し	第31条 1 学級集会は、各学級の会員で構成される。(組織図参照) 2 学級委員会は、各学級委員並びに担任で構成される。(組織図参照)	全学級委員会の構成は次の通りとする。 1 学級集会は、各学級の会員で構成される。(組織図参照) 2 学級委員会は、各学級委員並びに担任で構成される。(組織図参照)	同上
第33条 (条ズレ)一部略	※略部分変更無し 2021(令和3)年〇月〇日一部改正する。なお、本改正は2022(令和4)年度の役員・会計監査・委員の選出より適用し、2021(令和3)年度中はなお従前の例によるものとする。	第32条 1 学級並びに学年の諸行事を立案し、運営する。 2 委員の意見をまとめた専門委員会に反映させる。 3 各学級、学年の会員、相互の連絡及び親睦を図る。	全学年委員会の任務は次の通りとする。 1 学級並びに学年の諸行事を立案し、運営する。 2 委員の意見をまとめた専門委員会に反映させる。 3 各学級、学年の会員、相互の連絡及び親睦を図る。	
		第33条	特別委員会は、経過並びに結果を運営委員会にはからなければならない。	第25条第4項参照。
		第34, 35条 略	※変更無し	
		第36条 一部略	※略部分変更無し (新設)	